

吉田雄人市長に対する辞職勧告決議

このたびの報道により明らかとなった、吉田市長が7年間に渡り行ってきた、市長本人の割引券つき名刺に関わる不祥事は、市政のリーダーたる市長に対する市民の信頼を根底から揺るがすものである。また、横須賀市の外部評価をおとしめ、市政の混乱を招いた市長の政治的責任はとてつもなく重く、その責任は免れないものである。

この間の吉田市政を振り返ると、自己中心的な政治姿勢、パフォーマンスだけの政治姿勢に終始しており、計画行政という名の問題先送りに終始しており、市長のコンプライアンス意識の欠如と指導力の不足が、今回の不祥事の大きな原因となっている。

しかるに、自分に従わない多くの幹部職員を平然と辞職に追いやりながら、みずからの行政責任についてはなんら解決方法を示さず、市民との直接対話と称したパフォーマンスにより説明責任を回避し、市民の認識をいたずらに混乱させてきた。

また、市政の両輪と口では言いながら、議会軽視が甚だしく、平成27年第2回定例会では、議員質問に対して答弁拒否を行い、問責決議を受けた。

しかし、その後も吉田市長の議会軽視は改まることはなく、平成27年第4回定例会では100条委員会において、日本丸問題での議会に対する虚偽答弁が明らかにされ、2度目の問責決議を可決した。

さらに、100条委員会の調査が進むにつれ吉田市長の業務執行の違法の疑いがつぎつぎと明るみに出てきた。

平成28年第3回定例会において日本丸問題とBBQ問題の2件について、吉田市長を偽証罪で告発がなされ、残る付議事件の職員採用問題では、平成29年2月20日に有志の議員により、吉田市長による地方公務員法違反事件として、横浜地方検察庁横須賀支部へ告発がなされた。

ここにきて、報道により明らかにされた吉田市長の割引券つき名刺の配布は、政治家としてもっとも尊重しなければならない公職選挙法に違反する行為であり、金券と同等の意味を持つ名刺を配ることで、市長自身の選挙態勢を強化しようとする姑息な行為で、とても看過することはできない。

また、その違法性を選挙管理委員会から7年前から指摘されていたにも関わらず、その指摘を無視してきたのは、独善的な考え方のあらわれ

であり、市政のリーダーとしての資格はみじんも存在しない。

法律や条例は人間社会における最低限のルールである。そして、それを守る政治家の責務は限りなく重いものなのである。この責務を全うするどころか、みずからの利益のために積極的に法を無視するような人は、政治家としての最低の資格さえない。

以上のことから、吉田市政では、市民への信頼回復と健全な市政運営を図ることはできないと判断するものである。

よって、横須賀市議会は、地方自治の精神にのっとり横須賀市の未来と横須賀市民の暮らし向上のために、吉田市長の即時辞職を求めるものである。

以上、決議する。

(提出年月日) 平成 29 年 3 月 24 日

(議決年月日) 平成 29 年 3 月 24 日

(議決結果) 否決 (賛成少数)